

## 地域農家認定基準に関するガイドライン

### (目的)

第1条 このガイドラインは、新規就農者の受入れにおいて、公正で円滑な手続きにより農業を担う者の確保を図り、遊休農地の解消及び農地の保全と有効活用を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 このガイドラインにおける、地域農家とは、茨木市内の農地を賃貸借若しくは使用貸借する権利を有する法人又は農地法（昭和27年法律第229号）第2条に規定する農家の世帯員、又は農地所有適格法人の構成員以外の個人で、農業経営に対する意欲及び技術等を備えた者をいう。

2 地域農家として新規就農を希望する者は、一定の知識や経験を有すると認定できる「地域農家候補者」と、現状は認定できないが、熱意があり、知識や技術の向上を図るための各種研修の受講と、市が定める援農プログラムに取り組む意思がある「地域農家希望者」に区分する。

### (認定基準)

第3条 茨木市は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、就農を促すものと認定し、「地域農家候補者名簿」に登録するものとする。

(1) 以下のア～カのいずれかに該当する者であることを書面等により証明できる者

ア 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定される農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下同じ）、茨木市農業経営基盤強化促進基本構想に照らし、適切な経営を行っている農家又は農地所有適格法人の行う農業経営の下において、6か月間で120時間以上の農業研修を受けた者

イ 都道府県その他の農業に関する研修教育施設等において、概ね3か月以上の研修等を修了した者

ウ 「就農支援塾めぐりば」の「春夏コース」と「秋冬コース」の両方を修了し、一定の知識と農業技術を有すると市が認定した者

エ 援農等により概ね1年以上、農作業に従事した実績があり、地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦を受けた者

オ 大阪府準農家制度の準農家として認定されたもののうち、既に市内農地で営農され、地域の農業委員又は農地利用最適化推進委員により、農地が適切に利用されていると認められる者。

カ 上記ア～オの者と同等以上の知識及び技術を有すると認められ、地域の農業委員

又は農地利用最適化推進委員の推薦を受けた者

(2) 市が指定する地域での農場実習等に参加し、地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員による合議の上で、地域調和要件を満たすと判断された者

2 茨木市は、地域農家候補者名簿に登録されたものに対して、農業委員会とともに、農地の斡旋に努めるものとする。

3 茨木市は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、地域農家希望者として登録し、個別に育成を図るものとする。

(1) 都道府県その他の農業に関する研修教育施設等において、概ね3か月以上の研修等を受講する意思のある者

(2) 「就農支援塾めぐりば」の「春夏コース」及び「秋冬コース」受講の意思がある者

(3) 以下のア～イのいずれかの援農プログラムに取り組む意思がある者

ア 市内の認定農業者、茨木市農業経営基盤強化促進基本構想に照らし、適切な経営を行っている市内農家又は農地所有適格法人の行う農業経営の下における、6か月間で120時間以上の農業研修

イ 市が指定した各地域の営農組合で、概ね1年以上の援農作業

4 茨木市は、地域農家希望者として登録したものが、前項の要件を満たした場合、第1項の要件を満たすよう助言や指導を行い、要件を満たし次第、地域農家候補者名簿に登録を変更し、農業委員会とともに農地の斡旋に努めるものとする。

(耕作の権原)

第4条 地域農家候補者が、農地を耕作する権原を取得する場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定に基づく農用地利用集積等促進計画によるものとし、当初は試行期間として権利設定を行える期間を5年に、借入可能な面積を20a程度とし、農業委員会と調整するものとする。但し、農業委員会の承認が得られる場合には、この限りではない。

(地域農家候補者名簿登録申請書の提出)

第5条 地域農家候補者として認定を受けようとする者は、「地域農家候補者名簿登録申請書」（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市に提出しなければならない。

(1) 従事（研修）履歴等報告書（様式第2号）

(2) 免許証等、現住所が確認できるもの

(3) 受入地域における取り決め遵守の念書（様式第3号）

(4) その他市が必要と認めたもの

2 地域農家候補者として認定を受けようとする者のうち、就農を希望する農地が確定している場合は、就農希望地区の農業委員又は農地利用最適化推進委員と調整を図り、前項の必要書類と併せて、次に掲げる書類を市に提出できるものとする。

(1) 営農計画書（様式第4号）

(2) 賃借権設定等の手続きに必要な書類

(審査手順)

第6条 茨木市は、前条の「地域農家候補者名簿登録申請書」が提出された場合は、認定の可否について、茨木市担い手育成総合支援協議会を開催し、審査を行うものとする。

2 前項の審査をする場合、茨木市は、申請者を茨木市担い手育成総合支援協議会に出席させ、申請者の意欲や知識、技術の有無、営農を希望する地区等を確認することができる。

(地域農家候補者認定)

第7条 茨木市は、前条第1項の審査により地域農家候補者として認定した場合、茨木市農業委員会に審査結果を通知するとともに、速やかに地域農家候補者名簿への登録を行い、申請者にその旨を通知するものとする。

(営農計画書等の提出)

第8条 地域農家候補者名簿に登録された者が、農地の幹旋等により、就農を希望する農地が確定した場合、就農希望地区の農業委員又は農地利用最適化推進委員と調整を図り、第5条第2項に掲げる書類を市に提出しなければならない。

(地域農家認定)

第9条 茨木市は、地域農家候補者が農地の賃借権の設定等を受けた場合、「地域農家」として認定し、申請者にその旨を通知するものとする。

2 茨木市は、地域農家認定を行った場合、速やかに地域農家候補者名簿から「地域農家名簿」に登録を変更する。

3 茨木市は、地域農家認定による営農開始後、概ね3年間は、営農指導員等による営農指導等を行い、農業を担う者として、営農技術の向上を図るものとする。

(営農状況の確認)

第10条 地域農家は、市の要請があった場合は、「営農状況報告書(様式第5号)」により、営農状況を市に報告するものとする。

(経営規模の拡大)

第11条 地域農家が経営規模拡大のため、新たに賃借権の設定等の申出を希望する場合、茨木市は第10条により提出された営農状況報告書等により、農業委員会に状況説明を行うものとする。

(地域農家認定の取消し)

第12条 地域農家としての認定後に、申請内容に虚偽その他不正な事実が発覚したときは、認定を取消しできることとし、その旨を通知する。

2 茨木市は、第10条の営農状況の確認により、適切に農地が利用されていないと判断され、農用地利用集積等促進計画の解除要請が農業委員会よりなされた場合は、これを確認

した上で、認定を取り消し、地域農家名簿から登録を抹消し、通知するものとする。

- 3 農用地利用集積等促進計画が一部解除されたものの、別途適切に管理されている借入農地が存在する場合は、地域農家認定を継続するものとする。
- 4 茨木市は、合意解約により、農用地利用集積等促進計画が解除された場合は、地域農家名簿から登録を抹消し、地域農家候補者名簿への再登録を行い、通知するものとする。
- 5 茨木市は、第2項により認定が取り消されたものから、適切に管理できなかった理由や認定時の営農計画書との乖離状況、営農継続の熱意、借入地域の取り決めの遵守状況等について聞き取り調査を行い、認定取消し者用援農プログラムの修了を前提に、茨木市担い手育成総合支援協議会に諮り、地域農家候補者名簿への再登録や、農地の再斡旋が可能か協議を行うものとする。

(その他)

第13条 地域農家等の事務の取り扱いについて、本ガイドラインに定めるほか、必要な事項については、茨木市と農業委員会で協議の上、別に定める。